

岡山県病院薬剤師会 令和7年度事業計画

【基本方針】

本会は、病院、診療所、介護保険施設に籍を有する薬剤師の倫理及び学術水準を高め、質の高い薬物療法の確保を図ることにより、国民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とし、その実現のため毎年度事業計画を立て実施しています。

令和6年度からの第8次医療計画には薬剤師の確保が明記されており、各地域で薬剤師確保・偏在対策が進められています。診療報酬改定では、賃金引き上げのためのベースアップ評価料や薬剤業務向上加算、がん薬物療法体制充実加算及び医療DX推進体制整備加算等が新設されるとともに、ポリファーマシー対策としての薬剤総合評価調整加算の見直しもされ、その動向を注視する必要があります。

また、医薬品の供給体制については、出荷調整、出荷停止及び回収等のサプライチェーンの問題が引き続き発生しています。長期化する医薬品の供給問題への対応にご尽力頂いていることに関して、会員の皆様に感謝を申し上げます。薬剤師には薬の専門職としての資質向上のためのたゆまぬ研鑽が求められています。薬剤師の資質をさらに向上させていくためには、薬物療法をとりまく最新の知見を幅広く習得するなど、生涯研修の充実に努めなければなりません。

薬剤師としての使命を果たすため、施設の地域性・規模・機能に関わらず、正確な調剤はもとより、病棟薬剤業務のより一層の充実を図り、医薬品の適正使用の推進、積極的な処方提案に取り組むなど、チーム医療と病棟業務に精通した薬剤師がその職能を生かし、適切な薬学的管理を提供することが期待されています。

また、医療従事者の働き方改革に対応するため、薬剤師には医薬品全般に関わる業務効率の向上やタスク・シフト／シェア、電子カルテ・電子処方箋をはじめとする医療DXの推進が求められています。

しかし、薬剤師の不足及び偏在問題は深刻で、地域によっては恒常的に人材の確保が困難な状況にあり、新しい取り組みばかりでなく、基本的な業務の遂行にも支障となっています。第8次医療計画に基づいて厚生労働省が策定した薬剤師確保計画ガイドラインを参考に、薬剤師不足及び偏在の解消を進めつつ、地域医療介護総合確保基金を利用した薬剤師修学資金貸与事業や薬剤師派遣を行うための経費等あらゆる機会を捉えて就労環境の改善に努めることが必要であると考えます。

以上を基本方針として以下に掲げた重点項目に取り組めます。

【重点項目と実施計画】

- 各担当委員会は下記実施計画に基づき活動を行い、成果を年度末に報告

（重点項目1）病棟薬剤業務の拡充とチーム医療の推進

（実施計画）

- ・ 病棟薬剤業務およびチーム医療に関連する研修会等を企画運営する。
- ・ 診療報酬改定に関する質問に対応する。
- ・ プロトコールに基づく薬学的管理体制の推進を図る。
- ・ 病棟業務向上加算の推進を図る。

（重点項目2）病院薬剤師による医療の質向上と医療安全の推進

（実施計画）

- ・ 岡山県下のプレアボイド報告を一元的に管理し、プレアボイド報告の質的向上を図る。
- ・ 薬品安全管理責任者等に対する情報提供体制を構築する。
- ・ 病院薬剤師に対するリスクマネジメント教育を実施する。

（重点項目3）保険薬局薬剤師および県薬剤師会との連携強化

（実施計画）

- ・ かかりつけ薬剤師および薬局との継続した薬物治療管理体制推進に向けた取組みを実施する。
- ・ おかやま薬学フォーラム開催に対して協力する。
- ・ 薬物療法における知識、技能及び臨床能力を備えた薬局薬剤師の育成を支援する

（重点項目4）病院薬剤師の学術および資質的向上の推進

（実施計画）

- ・ 薬学的知見の向上に繋がる質の高い講演会または研修会を企画運営する。
- ・ 新規入会薬剤師を対象とした卒後教育研修会を開催する。
- ・ Webを用いた講演会または研修会を推進し強化する。
- ・ 地区活動における講演会または研修会を支援する。
- ・ 団体が主催する講演会または研修会への共催および後援を積極的に協力する。
- ・ 病院薬剤師の職能拡大に繋がるエビデンス構築に対する学術的支援を行う。

（重点項目5）専門および認定薬剤師等の取得および維持継続に対する支援

（実施計画）

- ・ がん、感染、精神、糖尿病、妊婦授乳婦、HIV 等、資格取得および維持に必要な講演会または研修会を開催する。
- ・ 病薬病院薬学認定薬剤師制度に対する研修会（5領域16項目）を企画する。
- ・ Webを用いた講演会または研修会を推進し強化する。

（重点項目6）改訂薬学教育モデルコアカリキュラムに対応した薬学生実務実習の実施

（実施計画）

- ・ 実務実習指導者の養成を目的とした講習会等を企画運営する。
- ・ 実務実習生の受入体制を支援する。

- ・ 実務実習内容の質的向上を目的とした取組みを実施する。

(重点項目 7) 病院薬剤師会の組織強化

(実施計画)

- ・ 病院薬剤師の人員確保に対する取組みを実施する。
- ・ 岡山県病院薬剤師会ホームページの充実を図る。
- ・ 県民に病院薬剤師の活動が理解されるような広報活動を行う。
- ・ 会報誌の作成継続とコンテンツの充実化を図る。
- ・ 薬事情報センターとの連携を継続する。
- ・ 会員名簿の発行等、会員相互の親睦を推進する。
- ・ 各種団体等からの情報を迅速に伝達する。
- ・ 中四国ブロックにおける各県病院、薬剤師会との連携強化を図る。
- ・ 薬剤部門の現状調査に対する積極的な協力体制を推進する。
- ・ 日本病院薬剤師連盟へ積極的に協力する。

(重点項目 8) 災害支援体制の整備

(実施計画)

- ・ 岡山県および岡山県薬剤師会との連携体制を構築する。
- ・ 災害派遣薬剤師の登録体制を整備する。
- ・ 災害対策に関連する物品および手順書等を整備する。
- ・ 感染症拡大における支援体制を整備する。

(重点項目 9) 県民への社会貢献事業の実施

(実施計画)

- ・ 薬と健康の週間において「お薬相談会」を開催する。
- ・ 薬物乱用防止キャンペーンへ積極的に参加する。

(重点項目 10) 医療 DX の推進

(実施計画)

- ・ 電子カルテ、電子処方箋、生成 AI 等について検討し推進する。
- ・ 医療 DX を利用した薬剤師業務の実践と課題について検討し、会員への周知・啓発を図る。